

# ○小田原市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(平成11年 4月 1日)

## 小田原市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、育児の援助活動の調整を行い、地域の子育て環境づくりの増進に資するため小田原市ファミリー・サポート・センター（以下「ファミリー・サポート・センター」という。）による育児の援助事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

**第2条** ファミリー・サポート・センターは、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 育児の援助を受けることを希望する者（以下「依頼会員」という。）
- (2) 育児の援助を行うことを希望する者（以下「支援会員」という。）
- (3) 依頼会員と支援会員両方を兼ねる者（以下「両方会員」という。）

(業務)

**第3条** ファミリー・サポート・センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織に関する業務
  - (2) 援助活動の調整に関する業務
  - (3) 援助活動の研修及び指導に関する業務
  - (4) 会員間の交流に関する業務
  - (5) 関係機関との連絡調整に関する業務
  - (6) ファミリー・サポート・センターの広報に関する業務
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、ファミリー・サポート・センターの目的の達成に必要な業務
- (アドバイザー)

**第4条** ファミリー・サポート・センターに、アドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーは、前条に規定するファミリー・サポート・センターの業務に関する事務を処理する。
- 3 アドバイザーは、援助活動の円滑な調整を図るため必要があると認めるときは、一定の地域等を単位とする会員グループを設け、当該グループ内から地域リーダーを選任し、当該地域リーダーに当該会員グループ内の援助活動の調整を行わせることができる。

(入会)

**第5条** ファミリー・サポート・センターに入会しようとする者は、所定の手続きに従い、ファミリー・サポート・センターの承認を受けなければならない。

- 2 会員は、次の各号に掲げる要件に該当する者でなければならない。

(1) 小田原市内に在住・在勤又は在学等していること。

(2) 援助活動に関し、理解と熱意を有すること。

(3) 支援会員にあっては、心身共に健康で積極的に援助活動を行うことができること。

(4) 依頼会員にあっては、原則として依頼会員と同居している親族であって出生後3か月から小学校6年生までの乳児、幼児若しくは児童（以下「児童等」という。）を有すること。

3 支援会員及び両方会員は、入会に際しファミリー・サポート・センターの実施する研修を受講しなければならない。

（会員身分の喪失）

**第6条** 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、会員の身分を喪失する。

(1) 退会の申し出があったとき。

(2) 前条第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

（援助活動の内容）

**第7条** 支援会員による援助活動の内容は、次の各号に掲げる臨時的なものとする。

(1) 保育所、幼稚園、小学校及び放課後児童クラブ（以下「保育施設等」という。）の開始時間まで児童等を預かること。

(2) 保育施設等の終了後、児童等を預かること。

(3) 保育施設等までの児童等の送迎を行うこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、会員の仕事と育児の両立等のために必要な援助

2 前項の援助活動は、支援会員の家庭において行うものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合は、依頼会員の家庭において行うことができる。

3 児童等の宿泊を伴う援助活動は、原則として行わないものとする。

（援助活動の調整）

**第8条** 依頼会員又は援助を希望する両方会員は、援助活動を受けようとするときは、アドバイザー又は地域リーダー（以下「アドバイザー等」という。）に対し、その申込みをするものとする。

2 アドバイザー等は、前項の規定による申込みを受けたときは、依頼会員又は援助を希望する両方会員が希望する援助活動の内容、日時等を確認し、支援会員との調整を行うものとする。

3 アドバイザー等は、前項の規定により援助活動の調整を行ったときは、調整内容及びその結果を記録するものとする。

4 支援会員又は両方会員は、援助活動を実施したときは、援助活動の実施内容を記載した報告書を作成し、依頼会員の確認を受けなければならない。

（援助活動の利用料金等）

**第9条** 援助を受けた依頼会員又は両方会員は、援助を行った支援会員又は両方会員に対し、ファミリー・サポート・センターの定める基準に従い、援助活動に係る利用料金及び実費を支払

うものとする。

(保険)

**第10条** 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

2 前項の保険に加入する費用は、市が負担する。

(守秘義務)

**第11条** 会員は、援助活動等を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。会員でなくなった後も同様とする。

(運営の委託)

**第12条** この要綱に基づく事業の運営は、公益法人又は公益法人に準ずる団体に委託することができるものとする。

(補則)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、ファミリー・サポート・センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### **附 則**

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年9月14日)

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

**附 則** (平成23年5月25日)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。